

# 官報

号外 昭和二十五年四月一日

## ○第七回衆議院會議録第三十三号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)

議事日程 第三十一号

午後一時開議

第一 米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

●本日の會議に付した事件

日程第一 米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後七時五十五分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

第一 米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年三月二十九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎君

(小字及び一は參議院修正)

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案の

一部を次のように修正する。

第四條第一項中「○経路の再建の下に並びに特定の教育事業を加へ、国以外の公企業若しくは私企業に、若しくは、「公企業」と「国又は国以外の公企業」に改め、第二項中「前項を

第一項に改め、第五項中「第三項を」を「第四項」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加へる。

2 援助資金は、前項に規定する費途に充てる場合に使用する外、国又は都道府県の行う政令で定める民間情報教育事業の運営に必要な費途に充てるため、国又は都道府県に對する資金に使用することが出来る。

第六條第一項中「運用又は」の下に「第四條第一項若しくは第二項の規定による」を加へ、同條第二項を削る。

第十四條の見出しを「日本銀行等の資金運用等に関する事務の取扱」に改め、同條中「第三項を」を「第四項」に改め、「日本銀行」の下に「及び大蔵大臣の指定するその他の金融機関(以下「指定金融機関」といふ。)」を加へ、同條に次の三項を加へる。

2 政府は、日本銀行及び指定金融機関に對し、援助資金の運用に必要な資金を交付することが出来る。

3 指定金融機関は、他の法令に基く当該指定金融機関の業務の制限にかかわらず、第一項に規定する事務を行い、及び援助資金の私企業に對する運用に基く国の債權につき債務の保証をすることが出来る。

4 第一項に規定する事務の取扱手数料及び前項の規定による指定金融機関の債務の保証に要する経費は、この會計の負担とすることが出来る。

第十五條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。(拍手)よつて参議院の修正に同意するに決しました。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 参議院から政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年三月三十一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎君

(小字及び一は參議院修正)

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の

一部を次のように修正する。

第一條第二項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改める。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。本案の参議院の修正に同意するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票漏れはありませんか。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百三十四

可とする者(白票) 七十四

〔拍手〕

否とする者(青票) 百六十

〔拍手〕

○議長(幣原喜重郎君) 右の結果、本案の参議院の修正に同意せざるに決しました。(拍手)

〔参照〕  
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案に同意するを可とする議員の氏名

- 青野 武一君 赤松 勇君
- 淺沼稻次郎君 井上 良二君
- 石井 繁九君 石川金次郎君
- 大矢 省三君 勝間田清一君
- 久保田鶴松君 佐々木更三君
- 佐竹 新市君 鈴木茂三郎君
- 田中謙之進君 田方 廣文君
- 土井 直作君 成田 知巳君
- 松井 政吉君 松尾トシ子君
- 三宅 正一君 門司 亮君
- 八百板 正君 芦田 均君
- 川崎 秀二君 小林 運美君
- 小松 勇次君 椎熊 三郎君
- 高橋清治郎君 床次 徳二君
- 中曾根康弘君 並木 芳雄君
- 長谷川四郎君 林 好次君
- 藤田 義光君 村瀬 宣親君
- 山本 利壽君 伊藤 憲一君
- 江崎 一治君 風早八十二君
- 春日 正一君 上村 進君
- 川上 貫一君 河田 賢治君
- 菊田アサノ君 木村 榮君
- 聴壽 克巳君 志賀 善雄君
- 田島 ひで君 田代 文久君
- 高田 富之君 竹村奈良一君
- 立花 敏男君 谷口善太郎君
- 梨木作次郎君 林 百郎君
- 横田基太郎君 米原 昶君
- 井出一太郎君 石田 一松君
- 今井 耕君 吉川 久衛君
- 河野 金昇君 笹森 順造君
- 竹山祐太郎君 内藤 友明君

否とする議員の氏名

- 平川 篤雄君 三木 武夫君
- 小平 忠君 高倉 定助君
- 石野 久男君 玉井 祐吉君
- 小林 信一君 小林 進君
- 佐竹 晴記君 浦口 鉄男君
- 阿左美廣治君 逢澤 寛君
- 安部 俊吾君 青木 正君
- 麻生太賀吉君 天野 公義君
- 井手 光治君 井上 知治君
- 伊藤 郷一君 飯塚 定輔君
- 池田正之輔君 池田 勇人君
- 今泉 貞雄君 岩本 信行君
- 岩川 與助君 江花 静君
- 遠藤 三郎君 小笠原八十美君
- 小川原政信君 小澤佐重喜君
- 小高 喜郎君 小野瀬忠兵衛君
- 小淵 光平君 尾崎 末吉君
- 尾関 義一君 越智 茂君
- 大泉 寛三君 大内 一郎君
- 大上 司君 大澤嘉平治君
- 大野 伴陸君 大村 清一君
- 大和田義榮君 岡延右二門君
- 岡崎 勝男君 岡田 五郎君
- 岡西 明貞君 岡野 清豪君
- 岡村利右衛門君 鹿野 彦吉君
- 鍛冶 良作君 片岡伊三郎君
- 金光 義邦君 川野 芳満君
- 川村善八郎君 河原伊三郎君
- 菅家 喜六君 木村 公平君
- 菊池 義郎君 久野 忠治君
- 倉石 忠雄君 栗山長次郎君
- 黒澤富次郎君 小坂善太郎君
- 小玉 治行君 佐久間 徹君
- 佐々木秀世君 佐藤 榮作君
- 佐藤 重遠君 佐藤 親弘君
- 坂田 英一君 島田 末信君
- 澁谷雄太郎君 白井 佐吉君

- 庄司 一郎君 周東 英雄君
- 鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
- 鈴木 正文君 瀬戸山三男君
- 關内 正一君 關谷 勝利君
- 千賀 康治君 田口長治郎君
- 田嶋 好文君 田中伊三次君
- 田中 元君 田中 萬逸君
- 田淵 光一君 多武良哲三君
- 高木 章君 高木吉之助君
- 高塩 三郎君 高橋 英吉君
- 高橋 權六君 高橋 等君
- 高間 松吉君 竹尾 式君
- 橋 直治君 玉置 信一君
- 玉置 實君 圖司 安正君
- 塚原 俊郎君 土倉 宗明君
- 辻 寛一君 坪内 八郎君
- 坪川 信三君 寺島隆太郎君
- 寺本 齋君 東井三代次君
- 飛嶋 繁君 富永格五郎君
- 内藤 隆君 中村 清君
- 中村 幸八君 中村 純一君
- 中山 マサ君 仲内 憲治君
- 永田 節君 夏堀源三郎君
- 西村 直巳君 西村 久之君
- 野原 正勝君 野村專太郎君
- 橋本登美三郎君 橋本 龍伍君
- 島山 鶴吉君 林 讓治君
- 原田 雪松君 樋貝 詮三君
- 平島 良一君 平野 三郎君
- 廣川 弘禪君 福井 勇君
- 福田 篤泰君 福田 一君
- 福永 健司君 藤枝 泉介君
- 湖上房太郎君 船越 弘君
- 保利 茂君 星島 二郎君
- 堀川 恭平君 本多 市郎君
- 本間 俊一君 前田 郁君
- 前田 正男君 牧野 寛索君
- 増田甲子七君 益谷 秀次君

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票漏れはありませぬか。――投票漏れなしと認めます。投票を計算いたさせます。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百九十四

可とする者(白票) 百九十四

否とする者(青票) 百

〔拍手〕

○議長(幣原喜重郎君) 右の結果、出席議員の三分の二以上の賛成を得られませぬから、本案は成立いたしません。

〔拍手〕

〔参照〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案本院議決案を可とする議員の氏名

- 阿左美廣治君 逢澤 寛君
- 安部 俊吾君 青木 孝義君
- 青木 正君 青柳 一郎君
- 淺香 忠雄君 淺利 三朗君
- 麻生太賀吉君 天野 公義君
- 井手 光治君 井上 知治君
- 伊藤 郷一君 飯塚 定輔君
- 生田 和平君 池田正之輔君
- 池田 勇人君 石原 登君
- 今泉 貞雄君 今村 忠助君
- 岩本 信行君 岩川 與助君
- 植原悦二郎君 内藤 安吉君
- 江崎 良澄君 江崎 昭吉君

Table listing names of members of the Diet, organized in columns. Includes names like 遠藤 三郎君, 小川原政信君, 小高 薫郎君, etc.

Table listing names of members of the Diet, organized in columns. Includes names like 武藤 嘉一君, 守島 伍郎君, 森 幸太郎君, etc.

Table listing names of members of the Diet, organized in columns. Includes names like 神山 茂夫君, 河田 賢治君, 木村 榮君, etc.

委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。
国家行政組織法の一部を改正する法律案、賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案、社会保険審議会、社会保険医療協会の設置に関する法律案、社会保険審査官及び社会保険審査官の職制に関する法律案、社会保険審査官及び社会保険審査官の職制に関する法律案、社会保険審査官及び社会保険審査官の職制に関する法律案の三案を一括議題となし、この際

ばならない。

附則第二十四條の二中「昭和二十五年五月三十一日」を「昭和二十六年五月三十一日」に改める。  
附則第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 各行政機関の職員の官に関する従来の種類及び所掌事項については、なお、その例による。
- 前項の規定は、職階制の実施に伴い、人事院の定める日においてその効力を失う。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律

賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一條第五号から第七号までを第六号から第八号までとし、第四号の次に第五号として次の一号を加える。

五 賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の經理に関する事項

同條に第九号として次の一号を加える。

九 略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の經理に関する事項

第六條中「第四号」を「第五号」に改める。

第七條中「第五号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。

第八條第二項中「第一條第七号」を「第一條第八号」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律

目次  
第一章 社会保険審議会（第一條—第十二條）  
第二章 社会保険医療協議会（第十三條—第二十一條）  
第三章 社会保険審査官及び社会保険審査会  
第一節 社会保険審査官（第十二條）  
第二節 社会保険審査会（第十三條—第三十條）

附則  
第一章 社会保険審議会（設置）

第一條 政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議するため、厚生省に、社会保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
（所掌事務）  
第二條 審議会は、政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項について、厚生大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣又は関係各大臣に、文書をもつて建議することができる。  
（組織）  
第三條 審議会は、左に掲げる委員二十七人をもつて組織する。  
一 政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員 九人  
二 政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員 九人  
三 公益を代表する委員 九人  
2 前項第三号の委員中には、医療関係の経験者を含むものとする。  
3 厚生大臣は、審議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、六人以内の専門委員を置くことができる。  
4 委員及び専門委員は、厚生大臣が任命する。  
5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四條 委員の任期は、二年とし、一年ごとにその半数を任命する。

2 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 審議会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第六條 会長は、審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長を置く。部長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部長は、部会の事務を総理する。

5 部長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち会長の指名する委員がその職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（資料及び情報の提供）  
第七條 厚生大臣は、審議会の要求があつたときは、健康保険事業、船員保険事業又は厚生年金保険事業に関する資料及び情報を提供しなければならない。

（会議）  
第八條 審議会は、正当な理由があ

る場合を除いては、三月に一回以上開かなければならない。

第九條 審議会は、会長が招集する。2 会長は、厚生大臣の諮問があつたとき、又は委員の三分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から二週間以内、審議会を招集しなければならない。但し、その諮問又は請求に係る事項を分掌する部会が置かれておるときは、審議会の招集に替へ、その部会の部長に、その部会を招集させることができる。

（厚生大臣への報告）  
第十條 審議会は、毎会計年度の終了後六十日以内に、前会計年度における審議会の活動状況、審議の結果及び建議の概要を、文書をもつて厚生大臣に報告しなければならない。

（庶務）  
第十一條 審議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

（雑則）  
第十二條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

（設置）  
第十三條 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師（以下「保険医及び保険薬剤師」という。）並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者（以下「療養担当者」という。）に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議し、

及び勧告するともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議し、及び勧告するため、厚生省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項を審議し、及び勧告するため、各都道府県に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

第十四條 中央協議会は、左に掲げる事項について、厚生大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣に、文書をもつて建議することができ

一 保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項

二 健康保険及び船員保険における適正な診療報酬額並びに国民健康保険における適正な診療報酬の標準額に関する事項

2 地方協議会は、前項第一号に掲げる事項について、都道府県知事の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら都道府県知事に、文書をもつて建議することができ

第十五條 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、左に掲げる委員

二十四人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者の利益を代表する委員 六人

二 健康保険、船員保険及び国民健康保険の被保険者、事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員 六人

三 医師、歯科医師及び薬剤師の利益を代表する委員 六人

四 公益を代表する委員 六人

2 厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、中央協議会にあつては厚生大臣、地方協議会にあつては都道府県知事が、任命する。

4 第一項第一号から第三号までの委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十六條 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第十八條 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第十九條 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

2 会長は、厚生大臣若しくは都道府県知事の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

（庶務）

第二十條 中央協議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

2 地方協議会の庶務は、地方協議会の置かれてある都の民政局又は道府県の民生部において処理する。

（雑則）

第二十一條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に關し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は地方協議会が定める。

（設置）

第二十二條 健康保険、船員保険又

は厚生年金保険の保険給付に関する保険者の決定についての不服に關して審査するために、各都道府県に、社会保険審査官を置く。

2 社会保険審査官は、二級の地方事務官のうちから、厚生大臣が命ずる。

第二十三條 社会保険審査官の保険給付に関する決定についての不服及び保険者の保険料その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は健康保険法第十一條ノ二、船員保険法第十二條ノ二若しくは厚生年金保険法第十二條ノ二の規定による処分についての不服に關して審査するために、厚生省に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第二十四條 審査会は、左に掲げる委員十八人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員 六人

二 健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員 六人

三 公益を代表する委員 六人

し、一年ごとに、委員の数の三分の一を任命する。

2 委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六條 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（定足数）

第二十七條 審査会は、健康保険に關する事件を審査する場合は、健康保険の被保険者の利益を代表する委員、健康保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、船員保険に關する事件を審査する場合は、船員保険の被保険者の利益を代表する委員、船員保険の被保険者を使用する船舶所有者の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、厚生年金保険に關する事件を審査する場合は、厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

（可否同数の場合の決定）

第二十八條 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、

可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第二十九條 審査会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

(雑則)

第三十條 この法律に定めるもの外、議事の手続その他審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(他の法令の改廢)

2 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ二 厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ、企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ四第二項中「中央社会保険診療協議会ノ意見ヲ聴クベシ」と中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ五を次のように改める。

第四十三條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」と中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ七を削る。

第七十一條ノ四第二項中「健康保険審議會」を「社会保険審議會」に改める。

第六章を削り、第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

第八十條第一項、第八十三條ノ七から第八十三條ノ十二まで、第八十六條第一項及び第八十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條中「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條ノ二を削り、第八十二條から第八十三條ノ五までを次のように改める。

第八十二條乃至第八十三條ノ五 削除

第八十三條ノ六中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「所轄保険審査官」を「所轄社会保険審査官」に改める。

第八十四條ノ三及び第八十四條ノ四を削り、第八十五條を次のように改める。

第八十五條 削除

3 国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ五 保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者ト協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ診療報酬ノ標準額ヲ定メントストキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

第八條ノ七 療養ノ給付ヲ担当スル者ガ被保険者ノ保険診療ヲ行フトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ之ヲ担当シ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ 厚生大臣前項ノ定ヲ為サントストキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

都道府県知事療養ノ給付ヲ担当スル者ノ保険診療ニ関シ其ノ指導監督ノ大綱ヲ定メントストキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

4 第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 厚生大臣ハ船員保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

社会保険診療協議会ノ意見ヲ聴クベシ」と中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ五を次のように改める。

第二十八條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第二十八條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」と中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ七を削る。

第三十三條ノ十三第一項、第三十三條ノ十四第二項、第五十二條ノ二第二項及び第五十二條ノ三第二項中「船員保険審議會」を「社会保険審議會」に改める。

第五章を削り、第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

第六十三條第一項、第五十五條ノ九から第六十五條ノ十四まで、第六十七條第一項及び第六十七條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十四條中「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十五條から第六十五條ノ七までを次のように改める。

第六十五條ノ十六及び第六十五條ノ十七を削り、第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

5 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 厚生大臣ハ厚生年金保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

第五章を削り、第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

第六十二條第一項、第六十五條ノ八から第六十五條ノ十三まで、第六十六條及び第六十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「厚生年金保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十三條中「厚生年金保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十四條から第六十五條ノ六までを次のように改める。

第六十五條ノ七中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「所轄保険審査官」を「所轄社会保険審査官」に改める。

第六十五條ノ十五から第六十五條ノ十七までを削る。

6 社会保険診療協議会令（昭和二十五年四月二日）

十四年政令第三百六十七号)及び  
社会保険診療報酬算定協議会令  
(昭和二十四年政令第三百六十八  
号)は、廃止する。  
(経過規定)

7 この法律の施行後最初に任命さ  
れる審議会の委員のうち、厚生大  
臣が任命の際に指名する半数の者  
の任期は、第四條第一項の規定に  
かかわらず、一年とする。

8 この法律の施行後最初に任命さ  
れる中央協議会又は地方協議会の  
委員のうち、厚生大臣又は都道府  
県知事が、それぞれ任命の際に指  
名する半数の者の任期は、第十六  
條第一項の規定にかかわらず、一  
年とする。

9 この法律の施行の際、健康保険  
法第八十條第一項の規定による保  
険審査官、船員保険法第六十三條  
第一項の規定による保険審査官又  
は厚生年金保険法第六十二條第一  
項の規定による保険審査官の職に  
ある者は、この法律の規定による  
社会保険審査官を命ぜられたもの  
とみなす。

10 第二十五條第一項の規定にかか  
らず、この法律の施行後最初に  
任命される審査会の委員のうち、  
三分の一の者の任期は、一年と  
し、他の三分の一の者の任期は二  
年とする。その委員は、厚生大臣  
が、任命の際に指名する。

11 この法律の施行前に保険審査  
官、健康保険審査会、船員保険審  
査会又は厚生年金保険審査会にお  
いてされた事件の受理その他の手  
続は、社会保険審査官又は社会保

険審査会においてされた事件の受  
理その他の手続とみなす。

社会保険審議会、社会保険医療協  
議会、社会保険審査官及び社会保  
険審査会の設置に関する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決  
した。よつて国会法第八十三條によ  
りここに送付する。

昭和二十五年三月三十一日  
参議院議長 佐藤 尚武  
衆議院議長 幣原喜重郎

社会保険審議会、社会保険医療協  
議会、社会保険審査官及び社会保  
険審査会の設置に関する法律案(内閣提  
出、参議院送付)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

〔鈴木明良君登壇〕  
○鈴木明良君 たいま議題となりま  
した。国家行政組織法の一部を改正す  
る法律案、賠償庁臨時設置法の一部を改  
正する法律案並びに社会保険審議会、  
社会保険医療協議会、社会保険審査官  
及び社会保険審査会の設置に関する法  
律案について、内閣委員会の審査の経  
過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず国家行政組織法の一部を改正す  
る法律案について申し上げます。

本案において改正を加えんとするお  
もなるものは三つでありまして、第一  
は、国家公務員の職階制に関する法律  
案との関連におけるものであります。  
すなわち、国家公務員の職階制に関  
する法律案におきましては、職階制に  
よる職級の名称をその職級に属すべ  
る官職の公式の名称とするにとりま  
す。行政組織の運営その他公の便宜  
のために組織上の名称その他公の名称を

用いることを妨げない旨を規定してお  
るのであります。本改正案におきま  
して、右の規定に対応して、各行政機  
関の内部部局の長には、職階制による  
職級の名称のほかに、組織上の名称と  
して局長、部長及び課長の名称を付す  
るものであることを明示しようとする  
ものであります。

第二は、各行政機関におかれる官房  
長、官房次長及び局または部の次長等  
の特別の職に関するものであります。  
現在、これらの職を設置する場合は、  
いずれも各省庁の設置法で規定してお  
るのであります。が、国家行政組織法の  
規定の上では、これらの職を置く場合  
は法律によらなければならない旨の制  
限はないのであります。かくては、こ  
れら特別の職が濫設されるおそれがあ  
り、行政簡素化の趣旨にも反しますの  
で、この際これらの職を置く場合はす  
べて法律によらなければならない旨を  
規定しようとするものであります。

第三は、府、省、本部の官房または  
局に設置されておる部及び庁に設置さ  
れております局の存続期間の延長に関  
するものであります。すなわち、これ  
らの部及び局は本年五月三十一日まで  
を限つて置かれることとなつておしま  
すが、政府はさらに根本的な行政機構  
の簡素化を行わんとし、目下省々そ  
の調査を進めておりますので、右の部  
及び局の問題もこれと併行して考慮す  
ることとしたしまして、その存続期間  
を一年延長しようとするものでありま  
す。

なお附則において、本法律は公布の  
日から施行しようとする旨を定めるほ  
か、各行政機関の職員に官に関する従

来の種類及び所掌事項については、追  
つて職階制の実施に伴い人事院がこれ  
を定めるまでは、なお従前の例によら  
しめる旨を規定してあるのであります。  
す。

本案は、三月七日、本委員会に付託  
され、ただちに政府の説明を聞き、質  
疑を重ねて審査したのであります。が、  
本案に対し

一、第二十條第一項の職階制による職  
級の名称のほかに組織上の名称を付  
する旨の規定は、局部課長に限ら  
ず、本法の規定に基くすべての職に  
も及ぼすことを明らかにするため、第  
二十二條の二を新たに設けてこの旨  
を規定すること。

二、第二十條第二項の官房の長、次長  
または局、部の次長のほかに、委員  
会の事務局長、次長または庁の次  
長その他府及び省の所掌事務の一部  
を総轄整理する職を置く場合にも法  
律の定めるところによらねばならぬ  
ことを追加すること。

三、第二十四條の二の規定によつて府  
省の官房、局に部を置き、また庁に  
局を置く場合にも第二十條の規定を  
準用すること。

を内容とする修正案が提出されたので  
あります。  
かくて三月三十一日、討論を省略し  
て採決の結果、多数をもつて修正案の  
通り修正議決いたしました。

次に賠償庁臨時設置法の一部を改正  
する法律案について申し上げます。  
本案は、賠償施設処理費の全部及び  
特殊財産処理費の一部の経理を大蔵省  
から賠償庁に移管するため、賠償庁臨  
時設置法中所要の改正を行わんとする

ものであります。従来これらの経理  
は、その特殊性から大蔵省で所掌して  
参つたのであります。が、このたび賠償  
庁に移管し、業務と経理の所掌関係を  
一にし、もつて事務の簡易化と能率化  
をはかることとしたのであります。

本案は、三月三十日、本委員会に付  
託され、ただちに政府の説明を聞き、  
審査の後、原案附則において、この法  
律の施行期日が昭和二十五年四月一日  
とあるのを、公布の日から施行し、昭  
和二十五年四月一日から適用すること  
に改める修正案が提出されました。

三月三十一日、討論を省略して採決  
の結果、多数をもつて修正案の通り修  
正議決いたしました。

次に社会保険審議会、社会保険医療  
協議会、社会保険審査官及び社会保  
険審査会の設置に関する法律案について  
申し上げます。

本案は、行政機構簡素化の一環とし  
てさきに提出されました審議会等の整  
理に伴う厚生省設置法等の一部改正に  
あわせて、同省の所管にかゝる社会保  
険関係の各種審議会等を統合しよう  
とするものであります。すなわち、健康  
保険、船員保険及び厚生年金保険の運  
営に関する事項を審議するため設け  
られております健康保険審議会、船  
員保険審議会及び厚生年金保険審議会  
を社会保険審議会に、また健康保険、  
船員保険及び国民健康保険の療養を担  
当する者の指定、指定の取消し及び保  
険診療の指導に関する事項並びに適  
当な診療報酬額または診療報酬の標準額  
を審議するため設けられてあります中  
央社会保険診療協議会、地方社会保  
険診療協議会及び社会保険診療報酬算定

協議会を中央社会保険医療協議会及び地方社会保険医療協議会に、また保険給付に関する不服を審査する第一審機関として置かれてあります各保険の保険審査官を社会保険審査官に、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険給付についての不服を審査するための第二次審査機関として及び保険料その他の徴収金等についての不服を審査するための第一審機関として設けられてあります健康保険審査会、船員保険審査会及び厚生年金保険審査会を社会保険審査会にそれぞれ統合することとして関係法律に所要の改正を加え、本年四月一日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、予備審査のため、三月二十七日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、三月三十一日参議院の送付を受け、あらためて付託されたのであります。よつて、同日討論を省略して採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(幣原喜重郎君) 三案を一括して採決いたします。国家行政組織法の一部を改正する法律案及び賠償法臨時設置法の「部」を改正する法律案の委員長の報告は修正でありまして、社会保険審査会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)  
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕  
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長川野芳満君。

公認会計士法の一部を改正する法律案  
公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
日次中「公認会計士審査会」を「公認会計士管理委員会」に、「業務の取締り」を「雑則」に改める。  
第七條第三号中「高等試験予備試験」の下に「又は司法試験第一次試験」を加え、同條第四号中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。  
第九條第四号中「高等試験本試験」の下に「又は司法試験第二次試験」を加える。

第十一條中「公認会計士を補助した期間」の下に「又は財務書類の監査、証明、検査若しくは調製に関する実務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間」を加える。

第十二條第一項中「公認会計士の事務所」の下に「、その組織する団体を加え、同項中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第二項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。  
第十三條第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。

第十五條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会」に改める。  
第十六條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改め、第二章中同條の次に次の一條を加える。  
(外国で資格を有する者の特例)  
第十六條の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、且つ、会計に関連する日本國の法令について相當の知識を有する者は、公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士名簿に登録を受けて、第二條に規定する業務を行ふことができる。但し、第四條各号の一に該当する者については、この限りでない。

公認会計士管理委員会は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。  
3 第一項の登録を受けた者(以下「外国公認会計士」という。)が左

の各号の一に該当する場合には、公認会計士管理委員会は、同項の登録を抹消しなければならない。  
一 第二十一條各号の一に該当するとき。  
二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

第十七條第二項及び第三項、第十九條、第二十條、第二十二條から第三十四條まで並びに第四十九條の規定は、外国公認会計士に準用する。  
第十七條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。  
第十八條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会」に改める。  
第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。  
第二十二條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。  
第二十三條を次のように改める。  
第二十三條 削除

第三十條中「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。  
第三十一條中「この法律に基く大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に、「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。  
第三十二條第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第四項中「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」を

「前二條の規定による懲戒処分をしようとするときは、公認会計士管理委員会は、」に改め、同條第五項中「公認会計士審査会が」及び「その旨を大蔵大臣に報告し」を削る。  
第三十三條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に、同條第二項中「当該職員」を「事務局の職員」に改める。  
第三十四條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。  
第六章 公認会計士管理委員会

第三十五條 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、公認会計士管理委員会を設置する。  
(設置)

第三十六條 公認会計士管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。  
一 公認会計士試験の管理に関すること。  
二 公認会計士及び会計士補の登録に関すること。  
三 公認会計士及び会計士補の監督及び懲戒に関すること。  
四 外国公認会計士の管理に関すること。  
五 公認会計士の業務に関連して、財務書類の監査又は証明に関する制度を調査し、及び企画すること。

(権限)

第三十七條 公認会計士管理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。併し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 第三次試験の要件たる実務の種類を定め、実務補習を行う機関を認定し、実務補習について必要な事項を定めること。

二 公認会計士試験の細目を定めること。

三 公認会計士名簿及び会計士補名簿を管理し、公認会計士及び会計士補の登録をすること。

四 公認会計士及び会計士補の登録の細目を定めること。

五 公認会計士及び会計士補に対して懲戒を行うこと。

六 公認会計士及び会計士補の懲戒事件について、一般の報告を受け、必要な調査を行うこと。

七 必要と認める場合に、公認会計士及び会計士補に対して、その行う業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

八 必要と認める場合に、公認会計士若しくは会計士補の組織する団体又はその連合体に対して、その行う事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

九 外国公認会計士について、資格を承認し、登録し、懲戒を行い、及びその業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

十 公認会計士の業務に關連して、

財務書類の監査又は証明に關する制度について、必要な調整を図ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き、公認会計士管理委員会に屬させられた権限。

(組織)  
第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。

(委員)  
第三十九條 委員は、公認会計士に關する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者

二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者

三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停止の処分を受けた者

第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員は、再任されることができない。

三 委員は、非常勤とする。

(委員の罷免)  
第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、

その任期満了前であつても、これを罷免しなければならない。

一 公認会計士の資格を失つた場合

二 第三十九條第二項各号の一に該当する場合

三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合

四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合

(委員長)  
第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。

二 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を総理し、公認会計士管理委員会を代表する。

三 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)  
第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

二 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。

三 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

四 公認会計士管理委員会が第四十一條第三号又は第四号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を

除く全委員の一致がなければならぬ。

(公認会計士管理委員会規則)  
第四十四條 公認会計士管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公認会計士管理委員会規則を制定することができる。

二 公認会計士管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

(事務局)  
第四十五條 公認会計士管理委員会に公認会計士管理委員会事務局を置く。

第四十六條 公認会計士管理委員会に置かれる職員は、公認会計士管理委員会に置かれる職員に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

二 公認会計士管理委員会に置かれる職員については、行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の定めるところによる。

「第七章 業務の取締」を「第七章 雑則」に改める。

第四十八條中「財務書類の全部又は一部が」の下に「公認会計士の」を加え、同條但書を削り同條を第四十七條とする。

第四十九條第一項中「又は監査士、計理士その他及び同條第二項中」又は「の名称又は」に改め、同條第三項中「使用すること」の下に「又は外国公

認会計士がその資格を示す適當な名稱を使用すること」を加え、同條を四十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(公認会計士の業務上調整した書類)  
第四十九條 公認会計士が他人の求めに應じて監査又は証明を行うに際して調整した資料その他の書類は、特約のある場合を除く外、公認会計士の所有に屬するものとする。

第五十條中「公認会計士となる資格を有しないもので第四十七條の規定に違反した者又は」を削り、「第四十八條」を「第四十七條」に改める。

第五十二條中「第二十七條」の下に「第十六條の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

第五十三條中「第四十九條」を「第四十八條」に改める。

第五十四條中「公認会計士」の下に「又は外国公認会計士」を、「第十七條」の下に「又は第十六條の二第一項」を加える。

第五十五條中「第二項の規定」の下に「(第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六條中但書を削る。

第五十七條第一項から第三項までの中大蔵大臣を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第五項中「五百円」を「千円」に改め、同條第七項及び第八項を削る。

第五十七條の二第二項及び第五十九條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第六十三條を次のように改める。

七三五

第六十三條 計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年三月三十一日までに、公認会計士管理委員会規則の定めるところにより、公認会計士管理委員会に備える計理士名簿に登録を受けたときは、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

2 計理士法廃止の際計理士である者で昭和二十六年三月三十一日において公認会計士管理委員会規則に定める業務に従事する者は、前項の規定にかかわらず、その業務を離れた日から一月以内と同項の規定に準じて登録を受けたときは、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 第十七條第二項及び第三項、第十九條から第三十四條まで並びに第四十九條の規定は、前二項の規定により旧計理士法第一條に規定する業務を営む者（以下「計理士」という。）に準用する。この場合において、第二十一條第三号中「第四條」とあるのは、「旧計理士法第四條」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。  
5 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。  
6 計理士法廃止の際計理士である者が、第一項又は第二項の登録を受けないうで、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を行つたときは、一万円以下の過料に処する。

7 左の各号の一に該当する者は、千円以下の過料に処する。  
一 第三項において準用する第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、報告せず、又は虚偽の報告をした者  
二 第三項において準用する第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者  
三 第三項において準用する第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

第六十四條中「前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者」を「計理士」に改め、「第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條」を削り、同條後段を次のように改める。  
この場合において、同條中「主務大臣」とあるのは、「公認会計士管理委員会」と読み替へるものとする。

第六十四條の次に次の二條を加える。  
第六十四條之二 公認会計士管理委員会は、第三十六條に掲げるもの

の外、左に掲げる事務をつかさどる。  
一 特別公認会計士試験の管理に關すること。  
二 計理士の登録及び監督に關すること。  
第六十四條之三 公認会計士管理委員会は、第三十七條に掲げるものの外、左に掲げる権限を有する。  
一 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目、試験の方法その他その細目を定めること。  
二 計理士名簿を管理し、計理士の登録をすること。  
三 計理士の登録の細目を定めること。  
四 計理士に対して懲戒を行うこと。

五 計理士の懲戒事件について、一般の報告を受け、必要な調査を行うこと。  
六 必要と認める場合に、計理士に対して、その行方業務について、報告を求め、勧告を行うこと。  
七 必要と認める場合に、計理士の組織する団体又はその連合体に対して、その行方業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 計理士法廃止の際計理士であつた者は、公認会計士法（以下「法」という。）第六十三條第一項又は第二項の改正規定にかかわらず、この法律施行後一年間に限り、同

條第一項又は第二項の登録を受けないうで、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。  
3 大蔵大臣は、この法律施行後最初に任命する公認会計士管理委員会の委員については、改正後の法第三十九條第一項の規定にかかわらず、公認会計士に關する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者のうちから、任命することができる。

4 この法律施行後最初に任命される公認会計士管理委員会の委員の任期は、改正後の法第四十條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の定めるところにより、そのうち一人については一年、二人については二年、二人については三年とする。

5 改正前の法の規定に基く大蔵省令は、当該大蔵省令に規定された事項に關して改正後の法の規定に基き公認会計士管理委員会規則が施行されるまでは、なおその効力を有する。  
6 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第七條ノ二中「公認会計士名簿又ハ會計士補名簿ニ」を削り、同條第二号を次のように改める。  
二 公認会計士法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル登録

金三千円  
三 公認会計士法第六十三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録金千五百円  
四 公認会計士法第二十條（同法

第十六條ノ二第四項及び第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録  
公認会計士 金百二十円  
會計士補 金六十円  
公認会計士法第六條ノ二ニ規定スル外國公認會計士 金百二十円  
公認會計士法第六十三條ニ規定スル計理士 金六十円  
公認會計士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。  
昭和二十五年三月二十七日  
衆議院議長 佐藤 尚武  
參議院議長 幣原喜重郎殿  
（小字及びビラは參議院修正）  
公認會計士法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第三十條中「大蔵大臣は、公認會計士審査会の議決を経て、」を「公認會計士管理委員会は、」に改め、同條第一項中「重大なる罰」を削る。

公認會計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔川野芳滿君登壇〕

○川野芳滿君 ただいま議題となりました公認會計士法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものでありますが、わが国としては、まったく新しい制度でありましたため、その運用についてはなお考慮の余地が少くなかつたのであります。先般シャープ使節団からの勧告もあり、種々検討の結果、公認会計士制度の高い水準を維持し、あわせて公認会計士の運用を円滑ならしめようとする目的をもつて、この法案が提出されたものであります。

本案改正のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会を廃止して、新たに大蔵省の外局として公認会計士管理委員会を設け、もつぱら公認会計士法に関する事務を執行せしめることとしたのであります。第二点は、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の業務を営むことを禁止して、規定を廃止した点であります。第三点は、計理士に関する取扱いにつきまして、従来の規定により、計理士は本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことができず、また計理士の名称を使用するものも昭和二十三年七月末日までとなつていたのであります。今回この規定を改正し、計理士法廃止の際計理士であつたものは、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受け、計理士の名称を用いて監査証明その他の会計業務を行うことができることとしたのであります。なおこのほか、外国公認会計士の取扱い、第二次試験合格者の実務補習の取扱い等の諸点について規定を整備いたしましたのであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びにその内容の要点であります。この法案は、去る三月一日、本委員会に付託せられ、同四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同二十三日、各委員より、公認会計士管理委員会の機構、陪審式試験廃止の理由等について質疑があり、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

次いで、本日質疑終了後、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後十時八分散会

出席國務大臣  
文部大臣 高瀬莊太郎君  
厚生大臣 林 讓治君  
國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員  
人事院総裁 淺井 清君  
人事院事務総長 佐藤 朝生君  
人事院事務官 瀧本 忠男君  
人事院事務官 岡部 史郎君  
賠償政務次官 寺島隆太郎君

大蔵政務次官 水田三喜男君  
厚生事務官 安田 巖君

〔朗読を省略した報告〕  
一、昨三十日内閣総理大臣から、証券取引委員会委員長に徳田昂平君を、同委員に島居庄藏君及び藤田國之助君を任命したので証券取引法第百六十六條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

一、昨三十日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(官房人事部長) 松井 一郎  
郵政事務官 白根 玉喜

(貯金局長) 白根 玉喜  
郵政事務官 白根 玉喜

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る二十五日議長において承認した横川信夫を二十七日、及び二十七日承認した小山進次郎を昨三十日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 金塚 孝君(理事金塚孝君去る二十七日委員辞任につきその補欠)

人事委員  
上林山榮吉君 廣川 弘禪君  
大蔵委員 中崎 敏君  
水産委員 村瀬 宣親君  
電気通信委員 中村 純一君  
労働委員 船越 弘君  
建設委員 前田榮之助君 小松 勇次君

一、昨三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員  
中村 純一君 船越 弘君

大蔵委員 前田榮之助君  
水産委員 小松 勇次君  
電気通信委員 上林山榮吉君  
労働委員 廣川 弘禪君  
建設委員 中崎 敏君 村瀬 宣親君

一、去る二十九日地方行政委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨三十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書  
一、公聴会を開こうとする議案  
地方税法案  
一、意見を聞くこととする問題  
地方税制の改革について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。

昭和二十五年三月二十九日  
地方行政委員長 中島 守利  
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、昨三十日地方行政委員長から左の公聴会開会報告書提出した。

公聴会開会報告書  
一、公聴会を開く議案  
地方税法案  
一、意見を聞く問題  
地方税制の改革について

一、公聴会の日時  
昭和二十五年四月十日、十一日及び十二日 午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十五年三月三十日  
地方行政委員長 中島 守利  
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、昨三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案  
児童福祉法の一部を改正する法律案

予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案  
一、昨三十日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

植物防疫法案  
一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一號)  
内閣委員会 付託  
児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三號)  
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案(内閣提出第一四四號)

以上二件 厚生委員会 付託  
一、昨三十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

植物防疫法案(内閣提出第一四二號)  
(予) 農林委員会 付託  
一、昨三十日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律案  
一、昨三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する等の法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

国税犯則取締法の一部を改正する法律案

国税の延滞金等の特例に関する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国稅徴收法の一部を改正する法律案

輸出信用保険特別会計法案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

北海道開発法案

一、昨三十日提出した緊急質問は次の通りである。

二君提出) 炭労スト強制調停に関する緊急質問 (青野武一君提出)

一、昨三十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

茨城県鹿島郡新宮村の開田工事に關する質問主意書(木村榮君提出)

一、去る十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柄澤をよ子君提出青森市における失業対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出金山復興対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出公共事業による失業者救済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出都道府県及び全国農業会財産譲受資金の特別融

資に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿田アサノ君提出学童給食に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出絲岡未墾地開放問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡部義通君提出入院患者附添婦に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小平忠君提出肥料配給公団存続に関する質問に対する答弁書

〔参照〕 青森市における失業対策に関する質問主意書

青森市では失業者の状態は極めて深刻なものとなり、一月中旬職業安定所での登録労働者は一五〇名前後であつたのが、二月に入り一、二〇〇名の失業者が押しかけ、二月二日には午前二時まで県会議事堂を占拠し、收拾つかぬ事態となつた。政府は青森県知事からの陳情により、他県から七十三万円の追加予算を青森市に廻らすことによつて、この塗しうとして、右の金額では僅か一五〇名の失業者が三十七日就労し得るにすぎない。

一 青森県は労働省に対し、輪番制で就労させていて、完全就労させていないと報告(窓口人員二、三〇〇名、三〇〇名ずつ輪番)している由であるが、これは事実かどうか。

二 右が事実とすれば、労働省当局が、しばしば失業対策は充分であり、完全就労させていると宣明していることと全く相違するが、この点について政府はどう対処するか。右質問する

昭和二十五年三月十四日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員柄澤をよ子君提出青森市における失業対策に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕 衆議院議員柄澤をよ子君提出青森市における失業対策に関する質問に対する答弁書

一 青森公共職業安定所の臨時日雇労働者の就職あつた状況を見ても、昨年十二月は有効求職者数五、四二五人求人延数三四、六九一人未就職者数一、六二一人であり、本年一月は有効求職者数五、五七八人求人延数六五、六四一人未就職者数一、四〇七人となり十二月に比較して求人数は約二倍になつてゐるが、未就職者数も増進している。

二 政府は、右の事態に対処して、従来一平均二〇〇名の失業対策事業を二月十五日以降三五〇名に増加実施したのであるが、それ以外に青森県自体の失業対策事業も拡充実施せられ、未就職者の軽減に努めている次第である。

三 二月二日の事件については、その詳細を受けていない。

又窓口人員二、三〇〇名、三〇〇名ずつの輪番という報告はうけていない。

なお、当局が完全就労を言明した事実はない。

右答弁する。 金山復興対策に関する質問主意書

政府は、國際經濟情勢に対応して、国内金山の復興、金増産のための施策を講ずるとして、戦前わが国の金産出量は、台湾、朝鮮を含めて年産約五十三トン(内地だけ二十六トン)戦後年産約四トンに過ぎない。今後、この長年間にわたり閉鎖荒廃し、資材設備の撤去された金山を復活して、予定計画の三箇年十トンの金増産を確保せんとするならば、ここに思いきつた緊急対策を講ずべきである。

輸出貿易の振興と併行して、金の増産こそが國體復興上不可欠の問題であるが、併し乍ら政府の対策は、見返資金の活用等、既設の金山本位であつて、中小金山の復興開発に対しては熱意がなく、はなはだ遺憾である。そこで主として中小金山の開発に対して質問する。

一 金山整備以来数箇年、ほとんど坑道坑内は崩壊の現状で、有望周知な金山の旧坑取明けこそ金山開発の第一歩である。従つて探鉱奨励金の下付こそ新たな坑道の開さくより旧坑取明けに重点を置くべきではないかと思ふが如何。

二 金山開発の金融問題については、見返資金は大金山にのみ重点的に融通せられてゐるが、中小金山への金融措置については如何なる具体案があるか。

三 青化製錬場、浮遊選鉱場の設備に対する助成方針は勿論であるが、砂金、鉍滓等の物理的貧鉍の選鉱処理こそ新たな課題として積極的助成奨励の方針を講ずべきであると思ふが如何。

四 金価格引上げの実施は速やかに

なすべきであり、又運送費の割引措置を急速に実施すべきものと思ふが、その対策如何。

五 税金の問題については、所得税に対する特免は従来通りで結構であるが、地方税においては坑道に対する固定資産税の賦課、鉍山税、鉍区税等は産金奨励上充分考慮是正すべきであると思ふが、政府の所見如何。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田弥市君提出金山復興対策に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕 衆議院議員高田弥市君提出金山復興対策に関する質問に対する答弁書

金鉍復興対策に關しては去る二月二十四日の閣議において国内産金の重要性にかんがみ、國際的採算基準に立脚する金生産力の確立を促進するとともに、青化製錬設備の復元、価格の適正化、探鉱の促進、租

税負担の軽減、鉍石輸送の円滑化及び労働用物資の増配等の措置を強力に実施し、金鉍業の健全な復興を図るべく閣議決定をみ、この方針に基いて、大金山は勿論、中小金山に対しても諸種の対策を考慮してゐる。

一 多年累積された探鉱の遅延を回復するため当分の間探鉱奨励金の交付を継続する意向をもつて昭和二十五年度予算案においても千四百万円を計上しているが、これは

なすべきであり、又運送費の割引措置を急速に実施すべきものと思ふが、その対策如何。

あくまで国としての飲量の確保、新鉱床の発見を主要な目的とするものであり、旧坑取明けに対して重点を置くに至っていない。

二 中小金山に対する金融措置については、採算有利な有望金山に対しては極力融資のあつ旋に努力している。

三 砂鉱、鉄鉱、銅鉱等の処理については、鉄石と同様条件の良いものに対しては金生産増加のため助成奨励の方針を講じたい。

四 金価格の引上りに関しては、種々折衝を重ねた結果三月一日、金一瓦四〇一円、銀一兩七、八三四円に引上げを見るに至つた。又運賃の軽減に関しては現在関係方面の交渉中であるが、近く二割程度の割引をみる見込である。

五 税金に関しては法人税及び所得税については操業開始後三年間の免税制度を継続するとともに、地方税については電気ガス税の免除等を行うべく関係方面と折衝中である。

右答弁する。

公共事業による失業者救済に関する質問主意書

政府においては、公共事業としての治山治水事業に見返資金を活用して、全国的に失業者の救済をなさんとすることはしばしば言明するところであるが、建設、労働両省においては具体的な具体策を用意しているか、この際明らかにすべきであると思ふ。

更に失業者救済の問題である以上、官庁間のなわ張り争いの如きは

断じて許されず、両省間の密接慎重なる施策を要する。

たとえば建設当局において、一方的に工事施行上機械化本位にのみ重点を置くならば、労働力の必要が減少することは必然であり、救済の目的を達し得ない虞がある。勿論工事施行上、機械力を技術上絶対必要とする重要部門は別として、ダム工事における砂利玉石の採取、国道の開さく、土石採掘、特に民間における小運送トラック業者、馬車業者等、あらゆる農村における潜在失業者までも吸収し得る如き対策を樹立しない限り、目的は達せられないと思ふ。

よつて全国的不況下において職無き多数の人々のために政府の責任において公共事業の実施につき、建設、労働両当局の綿密周到なる施策と答弁を望む。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員高田弥市君提出公共事業による失業者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員高田弥市君提出公共事業による失業者救済に関する質問に対する答弁書

一 公共事業は経済復興のための基盤の造成、維持と失業者の吸収という二つの目的を以つて実施されているが、現在の如き失業者の増大している時期にあつては、大規模な雇用を造出する公共事業に

より、多数の失業者の吸収を図ることは緊急の要事であるといふべきである。

公共事業に対して、失業者を吸収せしめるための一般的措置として、緊急失業対策法に基いて、殆どすべての事業に失業者吸収率が設定され、その使用する労働者のうち、一定率に該当する労働者は、公共職業安定所の紹介する失業者であることを要すると定められているのであるが、昨年十一月、これが大幅なる改正を行つて、その事業種目を拡大するとともに、吸収率の引上げを行い、当面の失業情勢に対処する方途を講じた次第である。

しかしながら、公共事業の施行状況を見ると、その事業量の七〇%乃至八〇%は、農村地域で施行されており、失業者が主として都市地域に発生している状況にかんがみ、失業対策としてはその実施地域において、稍吻合を欠く虞がある。労働省としては、失業者発生状況並びにその地域を関係機関に示し、可及的にこれが吸収に資せしめるよう、事業の撰定に当つて失業者をより多く吸収し得る事業種目を選び、必要な規模において、必要な地域に実施することに充分留意することを要請しており、又昨年第六回臨時国会においては、特に失業対策的公共事業を実施することとし、労働省の要請する地域規模において五億円の予算額をもつて各種の事業を実施して、失業対策事業の実施と

相並んで、失業状況の緩和に資する措置を講じた訳である。

殊に明年度の公共事業は九七〇億円で及ぶ本年より倍増された事業費を以つて、実施される予定であり、その雇用も相当の増加が見込まれるので、その実施については、より一層失業対策としての見地より、実施すべきことを度々要請しており、又公共事業中特に都市地域において行われる都市計画事業、街路事業等については、失業対策事業との緊密なる吻合を考慮することとし、事業の経済効果をよりよく発揮せしめると共に、一層多数の失業者を吸収せしめるべく関係機関と協力致している。

二 見返資金使用による公共事業は来年度一〇億円の案があるが、その使途方針、事案内容に関しては未だ最終決定を見るに到っていない。

三 各種の公共事業において、失業者をできるだけ吸収し、その労働力を建設面に振り向けることが必要であることについては申す迄もないところであるが、災害その他主要建設事業の大部分が都会を遠く離れた土地にある関係上、これに大都会に増集する失業者を大規模且計画的に振り向けるためには收容設備その他の受入体制の整備を必要とするのであるが、これらに必要な財政的金融的措置を執ることは甚だ困難であり、従つて大都会の失業者を山間僻地に吸収することにについては相当困難がある

状況である。

しかし、大都市及びその周辺等における軽公共事業に、之等の失業者を使用することは現在においては当然のことと考えられるので、できるだけ多くの失業者を吸収する様に措置致したいと考えている。

他方、農村地帯における失業者に対しては、主要建設工事が主として地方に施行される関係上、失業労働の吸収は、比較的順調に行われ得るものと信じている。

次に建設工事の機械化の問題については、現在政府は災害その他緊急を要する主要建設工事について、機械化施工を採用しているが、わが国の建設工事の機械は先進国のそれと比較致して、未だ格段の相違があり、失業者の吸収と、事実上摩擦を生ずるような段階には達していない。機械化施工に申しても現段階においては相当の人力を使用している関係上、工事に適應するような労働を吸収してゆくことの妨げにならぬよう十分心掛けて参る方針である。統計資料によると定量の工事と普通の機械化作業によつた場合、

人力作業に比し直接労働者は一〇%乃至二〇%減少し、その工事量は一四%乃至二九%増加することとなつてゐる。

この場合、直接労働一〇%減に対しては、機械関係の間接労働者が九・二%、同じく直接労働二〇%減の場合は、間接労働は二・五%の増となつてゐる。以上の数字が示す如く適度な機械使用

は、作業能率を挙げる外、機械製作修理関係方面の失業者を救済し、あるいは失業者の発生を防止することに効果があると考えている。

右答弁する。

都道府県及び全国農業会財産讓受資金の特別融資に関する質問  
主意書

都道府県及び全国農業会の清算完了に伴い、これらの資産を都道府県及び全国農業協同組合連合会が譲り受けるに際し、現在の連合会の状態では容易でない、この讓受資金の件につき、昨年三月及び九月の二回にわたり、代表者会議の決議をもつて、当局に対し、国庫資金特別融資方を陳情したところ、農林中央金庫を利用せられたいとの回答であつたが、農林中央金庫は、金利率一割、償還期限三年ないし五年で、到底現在の連合会の実情に即しない。政府は、これら連合会に対し、左記条件により国庫資金を融通する意思があるかどうか。

- 一 国庫より融資する金額 五十億円
- 二 金利 国債並とする。
- 三 償還期限 十年
- 四 融資の方法 農林中央金庫を通じて融資する。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員並木芳雄君提出都道府県及び全国農業会財産讓受資金の特別融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出都道府県及び全国農業会財産讓受資金の特別融資に関する質問に対する答弁書  
農業会資産讓受に要する資金を国

庫より融資することは困難であるが、農林金融の現状よりして本資金のため農村外部より資金を導入する必要性は十分認められるので預金部資金の融資について目下研究中である。

右答弁する。

学童給食に関する再質問主意書  
先般の質問に対する政府の答弁は不十分であるから、次の点につき再び質問する。

個々の児童よりの辞退の場合には考へられぬとあるが、実際には下痢を起したりして嫌がつており、又経済的に負担にたえかねる者が多く、辞退したい者は大勢いる。その場合辞退を認めるとどうか。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員菊田アサノ君提出学童給食に関する再質問に対する答弁書

学校給食用脱脂粉乳は、全校の学童に対して条件通り給食を行うことのできる小学校に対してのみ特別配給されるのである。

〔別紙〕

しかし実際問題として下痢を起す場合この脱脂粉乳が腐敗している等起因する中毒性のときを除き、ほとんどの学童が最初食へ慣れない結果便がゆるむ程度の訴えを下痢と称す場合が多い。この場合も学校の適当な指導によりこの下痢はなくなり一般的に学童はミルク給食を喜んで

いる。このような教師のよき指導こそ学校給食を教育的にし学童の発育に益する結果となる。

右答弁する。

線岡未墾地開放問題に関する質問主意書

未墾地の開放問題は、農地改革の精神によつて、推進され、処理されねばならない。それが、次の線岡村の場合においては、とかくの風評もあり、他の動因によつて処理されようとしているのではないかと考へられるので、質問したい。

〔別紙〕

なお、この土地についての開拓希望者は、審査の結果不適格者が除かれ、県の意見により新加入者も加へられ、十二名の開拓組合が昭和二十三年五月十二日茨城県知事より認可され、同日、同月二十日、六月十六日の三回にわたつてその土地の仮配分が県によつて行われた。

開拓組合員はこの土地を開拓し、家屋もたて、すでに二、三回の收穫も得て、今日に至つているのである。

ところが、昭和二十四年十二月に至り、突然開放地のうち約三町歩は既に昭和二十三年一月十三日に当時

開拓を希望したが不適格として除外された人々に転売され、登記もすんで一委員が言い出し、昭和二十五年三月二日の具農地委員会において、約三町歩は白紙にするとの議決をみた。更に他の五町歩については再審議することにしたという。これは法律上からいっても、多く言うことがあつて、その点を仮りにおくとしても、このような農地委員会の態度は農地改革の精神からみて、根本から違つていふところがある。現に入植して開拓し、増産につとめていける農家の存在が問題にされて権を奪ひ、また絶対に行つてはならないことであり、それらの開拓者にその営農も生活も支障をきたさせず、保護する立場から考へ、処理し、必要ならば新しい手続もとるべきであると考えたい。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員山口武秀君提出線岡未墾地開放問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

開拓用地が他の不適格者に売渡され登記されているならば、その所有者から土地の買取りを行い、入植者適格者に土地を譲て自作農家として営農に支障のないようにしてゆきたい。

〔別紙〕

入院している未復員者給與法適用患者に、専従の附添婦を附するは、病床上常時これを必要とするため、当該病院の看護婦で、到底手の廻り兼ねる場合に制限する。手未復員者給與法施行規則施行規則第八條に「復員患者が療養中において、厚生大臣の認定した療養の標準を著しく超えるような療養

入院患者附添婦に関する質問主意書  
山梨県日下部町七日市場の湯末作氏方相馬保氏（未復員者給與法による）は、昨年九月東京第二病院より甲府原病院に転送された。彼は神経系統が悪く、転送後も病氣は悪化する一方で、病院側でも附添を必要とみなしたが、孤独に附添してくれぬ者もなく、医療券にて附添をつねることを要求したが、厚生省より認可がないというところ、村の財政の行き詰りとの理由で、発行を断られた。しかるに病院側は身動きのできぬ患者を、附添婦ができるまでこの事務につき、次の点を回答されたい。

- 1 厚生大臣の認可が一々いふものか。もしいふとすれば、その規定如何。
- 2 認可決定の来るまでの間、かかる重病人はいかに取扱うべきか。
- 3 強制退所させたことについての厚生省としての見解如何。
- 4 この病人に対する措置はいかにすべきと思うか。

右質問する。

昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員渡部義通君提出入院患者附添婦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

入院している未復員者給與法適用患者に、専従の附添婦を附するは、病床上常時これを必要とするため、当該病院の看護婦で、到底手の廻り兼ねる場合に制限する。手未復員者給與法施行規則施行規則第八條に「復員患者が療養中において、厚生大臣の認定した療養の標準を著しく超えるような療養

を必要とする事由が生じた場合、又はあらたに看護、移送を必要とする事由が生じた場合には、その事由及び内容を具し前條に準じ、厚生大臣の認定を受けねばならない。一と規定されており、厚生大臣の認定を要しない、市町村長は民生委員協議会に諮り決定することとなっております。

二 何分病院看護婦で手の廻り兼ねるのを無理に当らしめるのでありますから、看護婦の勤務に過重を来し、ひいては病院全体の看護力を減殺することとなりますので、当該病院として非常に苦慮する問題であります。認可の決定するまでの間は、当該病院の看護婦がこれに当らなければなりません。

三 退院の実状につき、当該病院に聴問したところによりますと、決して退院を強制したものでなく、本人の納得の上退院したものであります。なおその際病状の關係で再入院を希望する場合は、何時でも收容することを、よく説明いたしてあります。

四 本年二月二十日甲府病院に再入院し治療を受けております。又差当り生活保護法によつて附添婦をつけて道難のないようにしてありますが、なお本人の症状に對し、十分な処置を講ずるよう当該病院長に指示いたしました。

右答弁する。

肥料配給公団存続に関する質問  
主意書  
政府は、化学肥料の需給緩和にかんがみ、漸進的に肥料配給公団を廃止せんとする方針の如くであるが、左の点に關し明確な答弁を求める。

- 一 化学肥料の需給状況について
- 二 昭和三十五年四月一日
- 三 肥料の有効需要量の喚起につ

いて政府はいかなる方策をとらんとするものであるか。

四 国内生産肥料の生産見込見直し如何。

五 輸入肥料の見直し如何。  
(イ) 硝安、硫安  
(ロ) 燐鉱石  
(ハ) 加里

六 肥料の海外輸出に關する政府の見解如何。

一 肥料価格の値上りについて  
二 肥料価格差補給金の廃止の時期及び廃止に伴い、各肥料の生産者価格の位置はいかなるところに想定するか。

三 硫安生産者価格の一本化の時期及び一本化に伴い脱落を予想される数量如何。

四 低米政策の下に農民の経済は急速に窮乏化しつつある一方、肥料産業は倍々大なる利潤が保証されている。補給金廃止による肥料価格の値上りは当然肥料の生産段階において吸収し、消費者価格の値上りは抑制すべきものであると思ふが、政府はそのうち何割を生産段階において吸収し、消費者価格の値上りを得ずとした場合、農産物価格との關係如何、特に米価との關係如何。

五 化学肥料の消費者価格が本年一月一日二〇%、三月一日三五%、八月一日七〇%にそれぞれ値上りするとして、来年三月まで計画通り配給されることれば、それによる農家の支出増は二七億七千円に達すると考えられる。これは農家に對つて耐え難い負担となり、当然有効需要量は減退し、従つて食糧増産の減退となり、わが国経済再建の基盤がくつがえされることになると思ふが、これに對する政府の対策如何。

一 具段階と中央段階廃止に時期的ずれをおくのは何故か、何故一緒に廃止しないのか。

二 本年七月に具段階を廃止し、それに近い期間に公団を廃止する方針であるにかかわらず、何故来年三月までの延期法案を提出するのか、実際に即した八月あるいは九月まで延期することにしては如何。

三 具段階を廃止し中央段階存続の期間中における配給機構如何。

四 公団廃止の際のストックはいかにするか。

五 肥料割当制度について  
一 作物別、反別割当は本年春肥より若干緩和されたが、肥料の値上りと農家経済の窮乏から割当肥料割減がほつほつ現われている現況に鑑み、今後現行の割当は更に弾力性を持たせる要はないか。

二 政府は、本年春肥については一月から二〇パーセント、三月から三五パーセントの消費者価格の値上りを行うことによつて、不需要期の肥料を否応なしに農家に引き取らしめたが、今後不需要期の肥料配給に對しては、配給業者に融資する等の方法により農家に引取りを強要することを抑制すべきであると思ふが、政府の見解如何。

三 公団廃止後の肥料の金融対策について  
公団廃止後、配給段階にあつては不需要期のストック資金を考慮すれば最高二〇億程度の資金を必要とするが、これに對し、政府はいかなる融資の方途を考慮しているか。

六 肥料審議会の設置について  
食料の生産と密接不可分な肥料政策は農業政策の根幹をなすものである。この際肥料審議会の設置し、肥料政策全般に關する重要問題の調査、審議及び企画を行う必要があると思ふが所見如何。

要があると思ふが所見如何。右質問する。  
昭和二十五年三月十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員小平忠君提出肥料配給公団存続に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。  
(別紙)

衆議院議員小平忠君提出肥料配給公団存続に關する質問に對する答弁書

一 化学肥料の需給状況について  
肥料の価格、農家の購買力等の経済的條件を考慮の外におき、且つ農業構成も一応現状のままであるとして、農業生産の最高を確保するために、少くとも窒素質肥料は硫安換算二五〇万トン、燐酸質肥料過燐酸石灰換算一八〇万トン、加里質肥料は加里塩四〇パーセント換算で四五万トン程度必要であると考へている。

二 肥料に對する農村の購買力、すなわち有効需要がいくばくであるかというところは、現在においても測定することは極めて困難であるが、参考までに昨秋農林省が調査當時の消費者価格より六割値上げすることを前提として全国農家より報告を求め集計した結果によれば、窒素質肥料硫安換算二一五万二千トン、燐酸質肥料過燐酸石灰換算一四九千四百トン、加里質肥料加里塩四〇%換算四九万トンとなつており、これに官公需用、工業用その他を勘案すれば、窒素質肥料二二一六千トン、燐酸質肥料一六二万トン、加里質肥料五三万トン程度が見込まれる。

本年八月以降来年七月末までの二十五肥料年度については、価格補給金の大幅な削減が予定されており、消費者価格の値上りがあつるので、有効需要量が果

していくばくなるかをわかに測定することは困難である。

三 前に述べた如く、今後有効需要量の推移を正確に、具体的に予測することは著しく困難であるが、有効需要量が著しく低下して農業生産を阻害するような事態が生じるおそれも考えられるので、農林金融、価格政策等多方面から総合的な政策を改めて樹立して、そのような事態の生じること未然に防ぐよう、極力具体案を検討中である。

四 二十五肥料年度について申上げると、窒素質肥料の生産は購買力及び原料の事情に依つてところが多いが、一応硫安一四三万五千トン、石灰窒素四二万トン、計一八五万五千トン程度を見込んでおり、燐酸質肥料は燐鉱石の輸入が予定通り行けば約一六〇万トンを供給する見込である。

五 (イ) 窒素質肥料について  
は、一九五一米会計年度の援助資金による輸入は現在のところ期待できない状況であるが、前年度の援助資金による輸入のずれを約二〇万トン位見込んでいます。  
(ロ) 燐鉱石の輸入は約九〇万トン予定している。  
(ハ) 加里質肥料は約三三万トンを輸入によつて確保するよう努力する。

六 前に述べたように、国内の肥料の生産能力は相当伸びたといふもののなほ燐鉱石加里塩類以外の輸入をしないといふれば、肥料配給の円滑を確保するうえからみて、不需要期の肥料のストックが多少あつても年間を通じてみればなお輸出する余力はないと思はれるので、今のところ肥料の輸出は考へていない。

二 肥料価格の値上りについて  
一 肥料価格差補給金は一応三十二年三月までの予算を組んでい

る。廃止により各肥料の生産者価格はどれ位になるかというところはそれまでに電力、原料資材、輸送費等の価格改訂があるの、唯今のところ推定はむづかしい。

2 硫安の生産者価格は早急に一本土化するよう、その時期について研究中であるが、一本化した場合でも国内総生産量が現在以下に減少するとは思われない。

3 終戦直後の経済的混乱を速やかに收拾復興するため、食糧増産のために必要な肥料供給を確保するため、肥料工業を重点産業の一つとして取上げ、いわゆる傾斜生産を続行したことは御承知の通りであるが、これがために肥料工業に対して御意見のようにばり大な利潤が保障されているという事ははいえない。

4 パリティーの費目中の肥料だけの値上り分を考へるならば、本年八月消費者価格が七〇％値上りした場合、米価は石当り約三百円見当値上りする見込である。

5 来肥料年度の需給計画が決定してないのに、価格値上げにより、農家の支出増がいくらになるかは、算定できないが、本年の春肥だけについてみれば、約七〇億円の支出増と見込んでいる。

三 肥料配給公団廃止の時期について  
1 肥料がわが農業生産に占める地位の極めて重要であるのにか

んがみ、肥料配給公団を一律に全廃することは農業生産に不測の支障を生じおそれがあることと、その機能を民間に移譲する際その受入態勢を漸進準備させるために漸進的な方法をとつたのである。

2 御意見の趣旨はよくわかるが、肥料配給公団令第七條にもついでに経済安定本部総務長官の命令で同公団は何時でも解散させることができるのであるから、存続期間を一応一年延長する法律改正を行つて、県段階以下廃止後、中央段階の整備をまつて可及的速やかにする方がより妥当であると考えられているからである。

3 現行の小売業者の登録によつて各都道府県内に複数の卸売業者を選出する。これらの卸売業者は小売業者と同じく、農林大臣の認可を得て公団が指定する都道府県段階の卸売業者に消費者最寄駅が肥料を販売するようにする。

4 公団廃止の際には、できるかぎりストックを少なくする方針をとるつもりであるが、廃止の際のストックについては受入側の民間業者に引取資金を融資して、その譲渡態勢を整えてから漸時円滑に引き取らせるようにしたい。

5 肥料割当制度について  
1 農家の購入希望に対応する方式すなわち相当程度有効需要に即応して配給し得るような方法を目下研究中である。

2 消費者価格の値上りを段階的に行つて不要期の肥料引取を強要しないという誤解が生じて、補給金削減の要請が生じる以前から肥料の需要期と不要期との間に価格差を設定するという考え方もついていたのであり、たまたま補給金削減の必要が、この考え方と一致した時期にあらわれたのである。又補給金を漸時に削減する方が、一時にそれを全廃するよりも農家の経済的影響がより少なくて済むと考えたからである。

3 需要期と不要期との価格差を設けるといふ考え方は今後も研究して制度化してゆき度い。なお非需要期の肥料の予備貯蔵的機能は、御意見のような方法を講じたいと思ふ。

4 公団廃止後の肥料の金融政策に方法を目下検討中である。肥料配給手形制度の創設等の融資方法を御意見の通りであるので目下この種の審議会の構成、性格設置の時期等について鋭意研究中である。

5 大蔵省預金部資金の活用、肥料配給手形制度の創設等の融資方法を御意見の通りであるので目下この種の審議会の構成、性格設置の時期等について鋭意研究中である。

6 農協協同組合のストック品処理に関する質問主意書  
現在農業協同組合及び府県連合会のいわゆるテックストック品は、全国を合算すれば六十億円余と推定されているが、このため農業協同組合の事業活動資金が枯渇して経営難に陥つてい

る。業時代のものも相当であると聞いてい

る。現に公団廃止により、公団手持品あるいはその損失に当つては、政府においてその損失を負担（木炭において五十四億円負担した如く）して同様に農業協同組合が割当物資取扱いによる残品の処理並びに損失は、政府の責任において果すべきである。

従つて政府は、速やかに農協協同組合の残品調査を行うことが必要である。しかしてこの調査には相当の時日を要する故、その間のつなぎ資金を融資する意思があるか。

又農協協同組合はいりまでもなく、農民の経済的社会的地位の向上を意図されて組織され、今日農民民主化のホープとして活動しているで、これが破たんは単なる企業の破たんにとどまらず、農村民主化の破たんにもなるので、この点政府は、慎重に処置すべきと思ふがその所見如何。

右質問する。  
昭和二十五年三月二十四日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
衆議院議長 幣原喜重郎殿  
衆議院議員 河川陽一君提出農業協同組合のストック品処理に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

なお、昭和二十四年度産米及び甘しよ報奨用物資については、適切な措置を考慮中である。

農業協同組合は、農民の経済的社会的地位の向上を目的とし、もし破たんが生じた場合その破たんが農民に及ぼす影響は深刻であるので、これが指導につき、万全を期したい。右答弁する。

衆議院會議録第二十八号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
三三 上 三三 第二三三三  
三三 下 三三 六條第二項  
三三 上 三三 五條、第二  
三三 下 三三 百三十六條  
三三 上 三三 第九号

衆議院會議録第二十九号中正誤  
頁 段 行 誤 正  
二八 八 八 別府国際線  
二八 九 九 別府国際線  
二八 一〇 一〇 別府国際線  
二八 一一 一一 別府国際線  
二八 一二 一二 別府国際線  
二八 一三 一三 別府国際線  
二八 一四 一四 別府国際線  
二八 一五 一五 別府国際線  
二八 一六 一六 別府国際線  
二八 一七 一七 別府国際線  
二八 一八 一八 別府国際線  
二八 一九 一九 別府国際線  
二八 二〇 二〇 別府国際線  
二八 二一 二一 別府国際線  
二八 二二 二二 別府国際線  
二八 二三 二三 別府国際線  
二八 二四 二四 別府国際線  
二八 二五 二五 別府国際線  
二八 二六 二六 別府国際線  
二八 二七 二七 別府国際線  
二八 二八 二八 別府国際線  
二八 二九 二九 別府国際線  
二八 三〇 三〇 別府国際線

衆議院會議録第二十六号(その三)中正誤  
頁 段 行 誤 正  
三三 一 一 特別投票者  
三三 二 二 不在者投票  
三三 三 三 特別投票者  
三三 四 四 不在者投票  
三三 五 五 特別投票者  
三三 六 六 不在者投票  
三三 七 七 特別投票者  
三三 八 八 不在者投票  
三三 九 九 特別投票者  
三三 一〇 一〇 不在者投票  
三三 一一 一一 特別投票者  
三三 一二 一二 不在者投票  
三三 一三 一三 特別投票者  
三三 一四 一四 不在者投票  
三三 一五 一五 特別投票者  
三三 一六 一六 不在者投票  
三三 一七 一七 特別投票者  
三三 一八 一八 不在者投票  
三三 一九 一九 特別投票者  
三三 二〇 二〇 不在者投票  
三三 二一 二一 特別投票者  
三三 二二 二二 不在者投票  
三三 二三 二三 特別投票者  
三三 二四 二四 不在者投票  
三三 二五 二五 特別投票者  
三三 二六 二六 不在者投票  
三三 二七 二七 特別投票者  
三三 二八 二八 不在者投票  
三三 二九 二九 特別投票者  
三三 三〇 三〇 不在者投票

定価 一部 六円五十銭  
送料 別費  
発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話 九段五三二一官報課  
振替東京一九〇〇〇